

安曇野市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等にかかる競争入札において、電子入札を実施することに関し、安曇野市財務規則(平成17年安曇野市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の入札業務を執行するための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う競争入札をいう。
- (3) 紙入札 従来の紙で行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(従来の要綱等との関係)

第3条 電子入札案件に関し、この基準に定めのない事項については、原則として紙入札における従来の要綱及び要領等(以下「従来の要綱等」という。)による。

2 電子入札案件に関し、従来の要綱等の定めがこの基準と抵触する場合は、この基準による。

3 電子入札案件に関し、従来の要綱等の様式が電子入札システムの入力様式と異なる場合は、電子入札システムの入力様式による。

(対象工事等)

第4条 電子入札の対象となる建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務は、安曇野市建設工事等指名選定委員会設置規程(平成17年安曇野市告示第148号)の規定に基づく安曇野市建設工事等指名選定委員会が決定するものとする。

(利用者登録)

第5条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、ICカードを使用して、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じたときは、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

(入札の公告等)

第6条 入札を執行する者(以下「入札執行者」という。)は、電子入札により入札を実施するときは一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知(以下「指名通知」という。)においてその旨を指定し、規則第106条に定めるもののほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨

- (2) 電子くじの採用又は不採用
- (3) その他電子入札に関し必要な事項

2 前項の指名通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、郵送により通知を行うことができる。

( 予定価格等の登録 )

第7条 入札執行者は、電子入札により入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 入札執行者は、最低制限価格を定めたときは、開札時に当該価格を電子入札システムに登録するものとする。

( 入札書の提出 )

第8条 入札参加者は、入札価格及び電子くじを採用する入札にあってはくじ番号を登録した入札書を、電子入札システムにより公告又は指名通知で指定した日時(以下「入札書受付締切日時」という。)までに提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。

3 第1項の規定により提出された入札書の引換え、変更又は取消しは、認めない。

( 紙入札 )

第9条 前条の規定にかかわらず、やむを得ず紙入札により電子入札に参加しようとする者(以下「紙入札者」という。)は、当該入札開札日前日の正午までに入札執行者が指定する方法により入札書(規則第111条に規定する入札書をいう。以下同じ。)を提出しなければならない。この場合において、電子くじを採用する入札にあっては、入札書に3桁のくじ番号を記載しなければならない。

( 入札の辞退 )

第10条 入札参加者は、指名通知受理後に当該入札を辞退するときは、入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届けを提出しなければならない。

( 開札 )

第11条 入札執行者は、公告又は指名通知で指定した日時及び場所において開札を行うものとする。

2 紙入札者があるときは、電子くじ採用の入札にあっては入札書に記載された3桁のくじ番号を電子入札システムに登録した上で、当該入札の開札を行うものとする。

( 入札の無効 )

第12条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に際し不正な行為があったとき。
- (2) 電子証明書を不正に使用したとき。
- (3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。
- (4) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。

( 落札者等の決定 )

第13条 入札執行者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるときは開札会場で伝える。その他これらによることができないときは、別途通知するものとする。

2 落札者及び落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能を採用する入札にあってはくじ機能で、くじ機能を採用しない入札にあっては入札参加者によるくじ引きにより落札者及び落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第14条 入札執行者は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。

(災害時の対応)

第15条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断したときは、その原因、復旧の見込み等を調査し、受付締切時間及び開札予定時間を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更する等必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年6月20日から施行する。